

議員提出議案第17号

「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の廃止を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年5月16日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

黒田 當士	太田 晶也	北野 妙子	森山 よしひさ
永井 啓介	山本 長助	福田 武洋	新田 孝
高野 伸生	木下 吉信	足高 將司	多賀谷 俊史
荒木 幹男	床田 正勝	有本 純子	西川 ひろじ
荒木 肇	前田 和彦		

(別紙)

平成29年5月 日

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 } 各あて

大阪市会議長 木下 誠

「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の廃止を求める意見書

大阪市においては、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市法」という。）第4条及び地方自治法第252条の2の2第1項に基づき、平成25年2月1日付けで、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約を定め、特別区設置協議会（大阪府・大阪市特別区設置協議会、以下「協議会」という。）が設置された。その後、平成27年5月17日に、大都市法第7条に基づき「住民投票」が実施され、特別区設置は反対多数で否決されたところである。

しかしながら、協議会の運営に当たって、民主的な合理性を欠く運営が行われたことに加え、特別区設置協定書（以下「協定書」という。）の作成及び住民投票の実施を通して、大都市法の問題点が明らかになった。

1点目は、協定書の承認に係る知事及び市長等の専決権の行使について制限がなかったことから、前回の協定書をめぐる議論の中で、協定書の付議を受けた議会が、協定書に係る審議を慎重かつ丁寧に行おうとする態度に対し、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」に該当するとして、首長が専決権をもって脅迫するかのとき動きがあったこと。

2点目は、選挙人に対する協定書の説明について、大都市法において分かりやすい説

明が義務付けられているにも関わらず、パンフレットの巻頭に、協定書の内容とは直接関係のない都構想に対する市長の政治的主張が書かれる等、中立性・公平性の確保に大きな問題があったこと。

3点目は、投票運動についての費用や広告放送などに関する制約がなく、費用をふんだんにつぎ込む陣営があったこと。

4点目は、投票日当日の投票運動の制限がなく投票所の前で投票運動が行われ、平穏な投票が妨害されたこと。

5点目は、協議会の設置、廃止などについての協議の提案権は議員にはなく、市長に専属するものと逐条解説でも示されているように、一度設置されれば、議会側からは廃止できないこと。

以上が顕著となった大都市法の問題点であるが、それらが解決されることがない中で、大阪市においては、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約を定め、協議会の設置を求める議案が本年2月24日に提案された。

そもそも大都市法による住民投票は法的拘束力のあるものであることから、一度可決されれば後戻りできないにもかかわらず、否決された場合は、可決されるまでは何度でも議案を提案できるということ自体、法の主旨から大きく逸脱するものであり、大都市法の根本的かつ重大な欠陥でもある。

住民投票とは、主権者たる有権者の直接の投票で判断されるもの、「究極の民主主義」によって示されたものである。それにもかかわらず、その後、数カ月後に実施された市長選挙で、選挙公報や公営掲示板のポスターに公約としては一切書かれていない中で、選挙期間中訴えてきたからというそれだけの理由で、再挑戦することが当然であるかのような主張ができるということは、民主主義を弄ぶものであり、民主主義の危機である。

また、前回の住民投票のように、強引な協議会運営により、政治的な対立を煽動する一方で、地域においては住民の間で、また家族の間においても「対立」や「分断」を生むなど、住民までも巻き込んで大きな遺恨を残す状況になったことに鑑み、二度とこのようなことがおこらないように、最善を尽くすことが政治の責任であると考えます。

よって国におかれては、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の廃止をここに求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。